

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑦書類管理について【スポーツ振興財団】（報告書 P106）</p> <p>破産した稲毛ヨットハーバーレストラン運営会社から、レストラン運営業務契約書に基づき、毎月の売上報告書等を入手し、月に1回売上集計表を作成していたが、管理事務所改修工事の際に、平成23年1月の売上集計表以外の関係書類を倉庫の空きスペースがないという理由で廃棄している。しかし、文書取扱規程では、会計に関する書類は10年間保存が義務付けられている。</p> <p>文書管理の基本を再度認識しルールに基づいた文書管理を実施されたい。</p>	<p>文書管理規程に基づき、文書管理を行うことを目的に、新たに文書管理の方法についてマニュアルを整備するとともに、各職員への周知徹底を図った。</p>

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。